

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	子ども未来課	
件 名	城東子ども未来園屋上防水改修工事監理業務委託	
契 約 内 容	屋上防水改修工事の監理業務	
契 約 期 間	令和4年1月5日～令和4年3月18日	
契 約 締 結 日	令和4年1月5日	
契 約 相 手 方	株式会社梅田設計	
契 約 金 額	484,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	城東子ども未来園屋上防水改修工事の監理業務は、現場の状況等に精通した者が行う業務である。そのため、該当工事の設計業務を行った、株式会社梅田設計が適切であるため、随意契約するものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 子ども未来課